

令和4年度 第7回江北町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年10月6日(木) 9時00分から9時20分

2. 場 所 江北町公民館 講座室

3. 出席委員 (13人)

会 長	大串 俊實	副 会 長	江頭 幸典
1 番 委 員	相原 里美	2 番 委 員	小林 茂
3 番 委 員	岸川 満子	4 番 委 員	武富 直樹
5 番 委 員	大串 勲	6 番 委 員	百武 正博
7 番 委 員	中島 吉信	8 番 委 員	岸川 正基
9 番 委 員	百崎 浩一郎	10 番 委 員	千住 蔵男
11 番 委 員	山中 康一		

4. 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

第2 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について (1件)

第3 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の意見決定について (2件)

5. 農業委員会事務局職員

局 長	武富 元
次 長	宮本 大樹
係 長	金原 広和
主 事	原田 健太郎

6. 会議の概要

- 係 長 只今から令和4年度第7回総会を開会いたします。
- 総会を始めますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、短時間での議案審議をお願いいたします。
- 係 長 本日の出席委員は13名中13名で、農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定されている過半数の出席により総会は成立しております。
- それでは、江北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長にお願いします。
- 議 長 これより議事に入ります。
- まず、日程第1の議事録署名委員、及び会議書記の指名を行います。
- 議 長 江北町農業委員会会議規則第10条第3項の規定に関する議事録署名人ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
- (異議なし)
- 議 長 それでは、9番委員、10番委員をお願いいたします。
- なお、本日の会議書記には江北町農業委員会事務局主査を指名いたします。
- 議 長 それでは、日程第2、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見ついて」を、議題に供します。今月の議案は鉄道事業資材置場の1件となります。
- 事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 それでは、議案第1号の議案書をご覧ください。
- 転用目的は鉄道事業資材置場、地目は共に田、第2種農地、所有権移転で転用面積は、80平方メートルと205平方メートルの合計285平方メートルです。
- JR九州の長崎本線と佐世保線に囲まれており、耕作するのに非常に困難な農地であるため第2種農地と判断しました。また、許可基準としまして、周辺の他の土地に立地することが困難な場合に許可し得ます。資材置場は現状のまま利活用することで申請され、問題ないと思います。
- 説明は以上となります。

議 長

次に、地区担当委員からの補足説明をお願いします。

議案第1号を、6番委員にお願いいたします。

6番委員

議案第1号は、所有権移転です。線路に挟まれており、耕作及び保全を行うことが非常に困難な農地でありました。今回はJR九州及び地権者にとって有意義な転用であると思われます。また、JR九州には、最低限の保全もしていただくようお願いいたしました。

議 長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの議案内容、及び地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

それでは採決に移らせていただきます。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり許可相当とし、県知事に意見書を送付します。

議 長

つづきまして、日程第2、議案第2号の農業経営基盤強化促進法に基づく「江北町農用地利用集積計画の意見決定について」を、議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、第2号の議案書をご覧ください

江北町長より令和4年10月6日付けで農用地利用集積計画の意見決定を求められています。

第2号議案、受付は2件でございます。利用権設定の再設定で賃貸借が2件となっております。面積は、14,910平方メートルです。

他の議案と同様に、議案の詳細の朗読を省略させていただきます。

議 長

では、地区担当委員からの現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

受付番号1番を、副会長
受付番号2番を、副会長と8番委員に、
それぞれお願いいたします。

副会長 受付番号1番について、字三本松の2筆は稲刈りが終了しております。
字破瀬舟津の2筆は大豆が栽培されております。
受付番号2番について、字沖神の2筆は大豆が栽培されております。
すべての農地は問題なく管理されております

8番委員 受付番号2番について、大豆を作付けされ管理も行きわたっており問題
ありません。

議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。
ただいまの議案内容、地区担当委員の説明について、発言のある方は挙
手をお願いします。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定する
ことに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定することとし、江北
町長に意見書を送付いたします。

議長 以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。そ
の他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

(意見無し)

議長 よろしいでしょうか、それでは以上をもちまして、江北町農業委員会第
7回総会を閉会いたします。

9：20閉会

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第27条の規定に基づく議事の顛末を記録し、記
載のとおりであることを認め、ここに署名する。

江北町農業委員会 会長 _____

(議事録署名人) 9番委員 _____

10番委員 _____

(会議書記) 事務局職員 _____